

補論 5. 群集小古墳の設計規格と規制

①問題の所在

既に個々の古墳を報告する際などに少し触れているが、内黒田遺跡群で調査された古墳には明らかに同一の規模を有するものがある。これに着目した発端は、池花南遺跡 SX-02 及び SX-03 調査中に、両墳の規模が一致することに気付き、またその墳丘径が試みに高麗尺で計算すると 50 尺と考えられたことにある。この数値は谷を隔てて築かれていた千代田 1 号墳でも見事に合致し決して偶然の産物でないこと、また他地域でも千葉市平山古墳などに同一規模のものがあり、しかもそれらの時期がほぼ一致するであろうことも確認された。このことから群集墳を構成する個々の古墳の築造に際して、特定の基準尺を用いた設計規格が存在した可能性は濃厚であると考えられる。

②同一規格と考えられる古墳のグループ

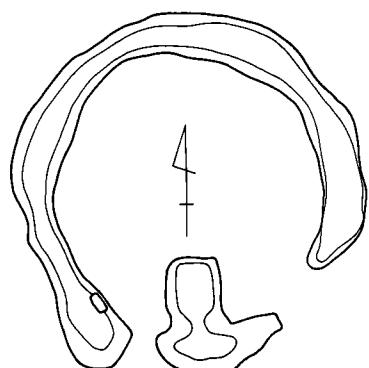
まず池花南遺跡で検出された円墳群から検討する。前述した SX-02 と SX-03 について見ると周溝内縁で計測した墳丘径はそれぞれ 17.8~18.4m、17.8~18.2m でその差はないに等しい。この両者は埋葬施設こそ違えども、墳丘は同一の規格で営まれたものと思われる。さらに他に目を転じると、千代田 1 号墳及び出口・鐘塚遺跡 SX-001 が同一規格であると考えられ、周溝内縁径はそれぞれ 17.9~18.4m、17.8~18.5m である。物井古墳群内に 4 基の、また一支群内に 2 基の同一規格の古墳が営まれていることになる。

池花南遺跡で上記の古墳より一段小規模なものに SX-01、SX-05、SX-07 がある。この 3 基の周溝内縁径はそれぞれ 12.3~12.7m、12.2~12.8m、12.5~12.7m でやはり見事な一致を示している。これらとほぼ同じ規模を有するのが御山遺跡 019 号跡（御山 A II 支群）で周溝内縁径は 12.2~12.6m を測る。これは物井古墳群の東西両端に同一規格の古墳が存在したことを意味する。なお池花南遺跡 SX-04 も近い規格を持つが、地形の制約からか墳形がいびつになっており、計測値はやや小さくなる。

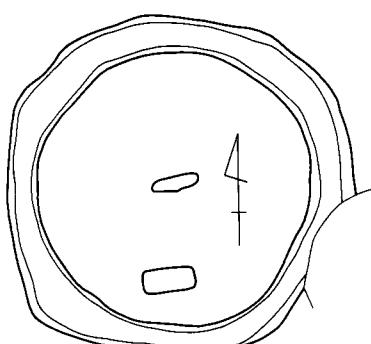
池花南遺跡でさらに小さい古墳に SX-06、SX-08、SX-11、SX-18 の 4 基がある。これらの周溝内縁径はそれぞれ 8.6~8.9m、8.3~8.4m、8.0~8.8m、8.4~8.6m でほぼ一致すると言えるがややばらつきも大きい。無論古墳規模が小さくなるにつれて遺存条件や地形の制約に左右される度合いは相対的に大きくなるから、ここはやはりほぼ規格の等しい古墳が同一支群内に 4 基も存在することの意味を重要視するべきであると考えられる。

池花南遺跡の他の古墳はさらに小さく、墳丘規模には規格性が認められない。

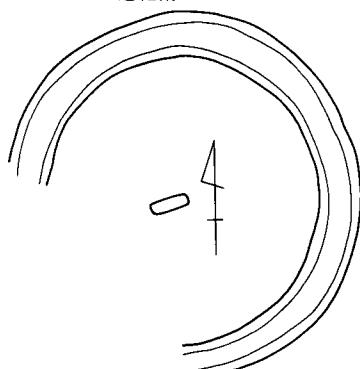
上に列挙した古墳を一覧したのが第 235 図であるが、少なくとも池花南遺跡（池花 A 支群）ではそれら 3 段階の規格の間に中間的なものは SX-04 を除いて存在せず、各古墳が明確な規格の



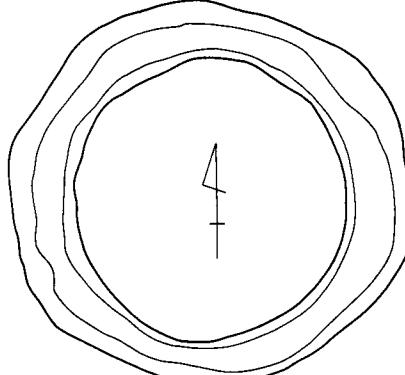
池花南SX-02



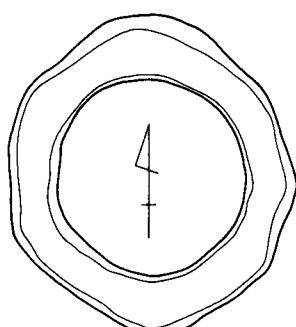
池花南SX-03



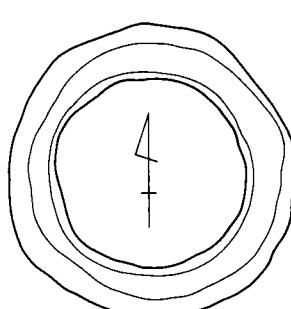
千代田1号墳



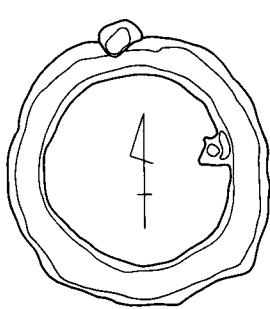
出口鐘塚001



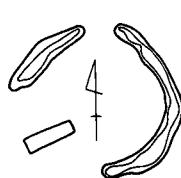
池花南SX-01



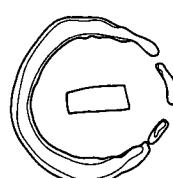
池花南SX-05



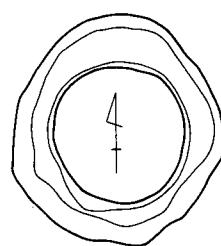
御山019



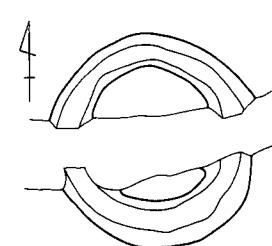
池花南SX-08



池花南SX-11



池花南SX-06



池花南SX-18

第235図 同一規格と考えられる古墳例 (1/500)

規制の上に成立していることを確信させる。では他の支群ではどうであろうか。

池花A支群と同様第1期の支群とし、池花A支群の古墳と同一規格の古墳を含んでいた御山A II支群には019号跡の他に、020号跡、036号跡、042号跡の3基の円墳が存在した。それらの周溝内縁径はいずれも15mあまりで見事な合致性を示している。多くの古墳が調査されている新久A支群では清水遺跡001号跡、003号跡、004号跡の3基、新久遺跡003号跡、017号跡の2基がそれぞれ同一規格と考えられ、また後者の規格には隣接する御山A I支群の015号跡及び出口A支群の出口(2)遺跡SX-002が属しているようである。最大規模の清水遺跡002号跡には匹敵する規模の古墳が現在のところ認められない。

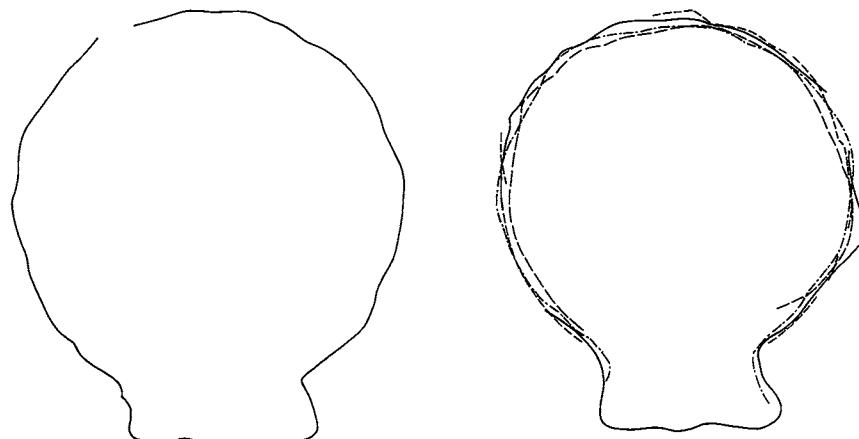
これまでに述べた古墳の規格性を各グループ毎に重ね描きして一覧したのが第236図である。これらのグループに属さない古墳も皆無ではないが、大半の古墳がこのようにグルーピングされることは即ち設計規格が厳然と存在したことを如実に立証するものと思われる。

③基準尺の問題

先に池花南遺跡SX-02などの径が高麗尺50尺プランで設計されている可能性を述べたが、もし高麗尺が用いられたとするならばどの程度の普遍性があったものか、また他の尺度が用いられたとすればいかなる基準尺であったのか。

高麗尺が35.6cmとすると50尺で17.8mとなり、池花南遺跡SX-02他にとって非常に整った数値を得ることになる。埋葬施設ではSX-02の石室内法長及びSX-03第2主体部の木棺部長がおよそ1.8mと推定され、高麗尺5尺であったと考えられる。この1.8mという数値が見られる埋葬施設は多く、例えば千代田A I支群3号墳木棺長、千代田A II支群3号墳、12号墳の石棺内法長などの他、御山遺跡、清水遺跡、新久遺跡検出の石棺内法長や周溝内土壙長に1.8m前後のものが数多い。尤も古墳時代の標準的な日本人を伸展で安置する場合、1.8mという長さは適当であると言えるが、それでもなお1.8mが多用されることは決して偶然とは言えない。また古墳外形について見ると、清水遺跡の3基の帆立貝形古墳後円部内径は19m強から20mで55尺、そのうち004号跡の内縁推定主軸長は25mで70尺、同遺跡002号跡の後円部内径は25.2mで70尺、同内縁主軸長は28.8mで80尺、池花南遺跡SX-01他の周溝内縁径は35尺と推測される。このように第1期～第2期の古墳では外形、埋葬施設とともに高麗尺を使用して築かれた蓋然性は充分であると言えよう。

しかし池花南遺跡でも御山遺跡でも高麗尺で割り切れない数値を持つ古墳が存在するのも事実である。例えば池花南遺跡SX-08、SX-11、SX-19の木棺長はおよそ2.8m(確かに8尺弱であるが)で前述の埋葬施設とは大きな隔たりがある。墳丘規模にしても高麗尺25尺に近いがしかしそれよりも小さく、釈然としない。さらに御山遺跡020、036、042号跡の場合は墳丘径が15～15.5mで高麗尺では到底考えられない数値である。ここで着目したいのはこれらはいずれ



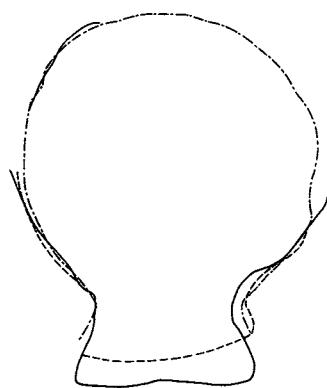
清水 002

新久 003

御山 015A

新久 017

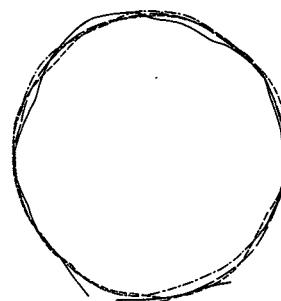
出口(2) 002



清水 004

清水 003

清水 001

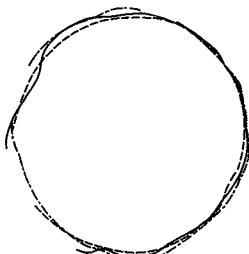


池花南 SX-02

千代田 1 号墳

池花南 SX-03

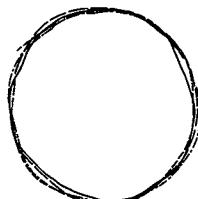
出口、鐘塚 001



御山 042

御山 020

御山 036



御山 019

池花南 SX-01

池花南 SX-07

池花南 SX-05



池花南 SX-11

池花南 SX-06

池花南 SX-18

池花南 SX-08

第236図 物井古墳群における墳丘の規格性 (1/500)

も第1期に営まれたとしたものであることである。したがってここではやや強引ではあるが高麗尺導入以前の古墳である可能性を考慮しておきたい。しかしそれらの基準尺は判然としない。

④古墳造営時の規制力

設計基準尺としての高麗尺使用の当否は別としても、古墳造営時に厳然とした規格が存在した可能性は強い。古墳の規格性が現実のものならば、それは即ち造墓主体に対して共同体内の規制力が働いていたことを意味する。第236図に示した7段階は下位4段階が第1期、上位3段階が第2期のものであるが、同時期の古墳における墳丘規模の差は間違いなく存在していたと思われる。ここで重要なのは墳丘規模の規制力が共同体内のどのレベルで働いたものか、換言すれば各古墳の規模の決定には、物井大集団の意志が働いたか、各小集団毎に規制されたかという問題である。

支群を超えて同一規格の古墳が存在することはまず確実である。しかしそれは同一基準尺が使用されたことを証明するだけで、物井古墳群全体が統一的に規制されていた証左とは言い得ない。ここで新久A支群と御山A I支群に注目してみたい。新久A支群では6基の帆立貝形古墳が築かれているが、うち後円部径の最小規格のものが清水遺跡001号跡、003号跡、004号跡の3基で、新久遺跡003号跡、017号跡がやや大きく、清水遺跡002号跡が最大規格となっている。最小規格と中間規格、中間規格と最大規格それぞれの差はほぼ等しい。一方御山A I支群で中核的位置にある御山遺跡015号跡は新久A支群における中間規格にほぼ等しい。御山遺跡015号跡は周溝の遺存が悪く墳形が正確には判らないが、埋葬施設が周溝に平行して営まれており、主軸に平行（したがって周溝とは直交方向）して埋葬施設が営まれる帆立貝形古墳ではなく円墳であったことは確実である。このことは御山A I支群を営んだ集団は新久A支群でも最大規模の002号跡に次ぐ規模の古墳を築くことができたが、しかしこれら両支群の差は円墳と帆立貝形古墳という墳形の差によって峻別されていたことを意味している。しかもなお良質な副葬品を有する古墳でありながら、新久A支群に含まれる古墳の規模を超えることはできなかったものと考えられる。ここに見る墳形と規模の規制は、物井大集団の意志によって決定されたと認めることができる。また墳形によって表現された小集団間の格差は、補論4でも述べた通り、大集団首長を輩出した小集団と他の小集団の格差として見るべきであろう。

以上物井古墳群において古墳築造時に厳然たる規格が存在した可能性とその意味を考えてきた。使用された基準尺についてはまだ不確定要素が大きいが、少なくとも当古墳群内では古墳の規模や墳形に統一的な規制力が働いていたことは明確である。今回は報告者の力量不足から検討の対象を物井古墳群の古墳に限ったが、他の古墳群においても群構成の分析と同時に個々の古墳の規格性を検討する必要があろう。当該地域について言えば物井古墳群周辺の小規模群集墳や佐倉第三工業団地造成に伴って調査された古墳群がある。とりわけ物井古墳群の東方お

よそ 5 km を隔てた、「岩富古墳群」と称すべき佐倉第三工業団地内の古墳群は印旛沼南岸、鹿島川流域最大の群集墳であり、その検討は物井古墳群の検討結果と比較対照することによって、単一群集墳レベルを超えた地域社会の構造を明らかにすることに繋がる。佐倉第三工業団地内の遺跡群は現在順次調査報告書が刊行されつつあり、今後物井古墳群のより詳細な分析と合わせてさらに広域的な考察に努めていきたい。